

広島県告示第百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
三次市西河内町地内		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	
西河内町（二七二六）	急傾斜地の崩壊	西河内町（二七二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
西河内町（二七七二、一二三四四）	急傾斜地の崩壊	西河内町（二七七二、一二三四四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
西河内町（二七七四、二七七五、一二三三三、一二三三四）	急傾斜地の崩壊	西河内町（二七七四、二七七五、一二三三三、一二三三四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
西河内町（二七七七、三三八五）	急傾斜地の崩壊	西河内町（二七七七、三三八五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
西河内町（二七八七）	急傾斜地の崩壊	西河内町（二七八七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
西河内町（三三八六）	急傾斜地の崩壊	西河内町（三三八六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
西河内町（三三八六一）	急傾斜地の崩壊	西河内町（三三八六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
西河内町（三三八七）	急傾斜地の崩壊	西河内町（三三八七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

本郷川(二 五二隣六)	土石流	次の図のとおり	本郷川(二 五二隣六)	土石流	次の図のとおり
本郷川(二 五二隣五)	土石流	次の図のとおり	本郷川(二 五二隣五)	土石流	次の図のとおり
本郷川(二 五二隣四)	土石流	次の図のとおり	本郷川(二 五二隣四)	土石流	次の図のとおり
本郷川(二 五二隣三)	土石流	次の図のとおり	本郷川(二 五二隣三)	土石流	次の図のとおり
本郷川(二 五二隣二)	土石流	次の図のとおり	本郷川(二 五二隣二)	土石流	次の図のとおり
西河内町(一 二三四六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西河内町(一 二三四六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西河内町(一 二二三三二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西河内町(一 二二三三二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西河内町(一 四一八七― 七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西河内町(一 四一八七― 七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西河内町(一 四一八七― 六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西河内町(一 四一八七― 六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西河内町(一 四一八七― 五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西河内町(一 四一八七― 五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西河内町(一 四一八七― 四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西河内町(一 四一八七― 四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西河内町(一 四一八七― 三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西河内町(一 四一八七― 三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西河内町(一 四一八七― 二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西河内町(一 四一八七― 二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西河内町(一 四一八七― 一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西河内町(一 四一八七― 一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西河内町(一 四一八七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西河内町(一 四一八七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西河内町(一 四一七三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西河内町(一 四一七三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西河内町(一 三三九五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西河内町(一 三三九五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

本郷川(二 五二隣七)	土石流	次の図のとおり	本郷川(二 五二隣七)	土石流	次の図のとおり
本郷川(二 五二隣八)	土石流	次の図のとおり	本郷川(二 五二隣八)	土石流	次の図のとおり
本郷川(二 五二隣九)	土石流	次の図のとおり	本郷川(二 五二隣九)	土石流	次の図のとおり
本郷川(一 五二隣一〇)	土石流	次の図のとおり	本郷川(一 五二隣一〇)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。